

令和6年(ネ)第3513号 損害賠償請求事件

控訴人ら 閲覧制限

被控訴人 東京都

5

控訴審第2準備書面

2025年2月27日

東京高等裁判所第19民事部イ1係 御中

10

控訴人ら訴訟代理人弁護士 西山温子 他



第1 被控訴人準備書面(1)の第1の「1 各行為に係る根拠条文」に対し

1 警察法は組織規範であり根拠規範ではないこと

15

被控訴人が引用する警察法は、行政法学上、根拠規範ではなく、組織規範に分類されるものであり、組織規範から具体的な権限を導き出すことはできない（白井駿・刑事訴訟法判例百選〈第5版〉23頁、阪村幸夫「自動車検問」刑事訴訟法の争点、〔新版〕〔ジュリスト増刊〕52頁等）。仮に、警察法2条1

20

項を根拠規範に準じるものと解釈しても、実質において非権力的・任意的なものではない手段については、個別規定による授權が必要である（芝池義一『行政法総論講義〔第4版補訂版〕〕〔2006〕57頁）。警察法2条1項は組織体としての警察の任務を明らかにしたもの（田村正博・全訂「警察行政法解説」

25

〔第三版〕24頁）であって、組織体としての警察が当該責務を負うことを理由に、市民に対する警察の活動について、法律の留保原則が解除されるわけではない。

このように、組織法である警察法を根拠規範かのようにいう被控訴人の主張

はもとより失当であるが、仮に警察法を授權規定に準じるものと解釈しても、日本の法律はおろか日本語すら十分に解しない控訴人母子について、複数の警察官で公園に約1時間半の間留め置き、警察車両で警察署に連行し、その後も約3時間留め置いた行為は、実質において非権力的・任意的なものとは到底いえないから、他に個別法の根拠を不要とする被控訴人の主張は、誤った法解釈に立つものである。

2 被控訴人が引用する判例について

また、被控訴人が引用する最高裁判所第三小法定決定昭和55年9月22日刑事判例集34巻5号272頁（以下「昭和55年決定」という。）について、「自動車検問」を特定の法的根拠を必要としない任意手段と位置づけ、かつその限度で適法と判断したものと解釈したとしても、あくまで同決定は「それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかわる場合には、任意手段によるからといって無制限に許されるべきものでない」としている。その上で、同決定は、自動車検問について「自動車の運転者は、公道において自動車を利用することを許されていることに伴う当然の負担として、合理的に必要な限度で行われる交通の取締に協力すべきものである」という許容性の存在を前提に、「現時における交通違反、交通事故の状況」という社会公益的な必要性を考慮した上で、「警察官が、交通取締の一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などをする」という手段について、「相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り」は相当性が認められるから「適法」という判断をしたに過ぎない。

すなわち、昭和55年決定は、交通違反の取締りや交通事故の抑止という社会的に重要な利益を守る高度の社会的必要性と、そのための手段の許容性、相

当姓が認められる範囲であれば、特別の法的根拠を持たない交通検問も適法たりうるとしたのであって、このような社会的な必要性についての検討もないままに、当該決定の射程範囲を安易に拡張しようとする被控訴人の主張は、明確な法的根拠のないまま個人の権利・自由を侵害するおそれのある警察活動を適法としかねない、現場都合主義的な解釈であり、基本的人権の保障を建前とする自由主義的法治国家とは相容れないものといわなければならない。

3 被控訴人の主張が不合理であること

また、昭和55年決定は、たしかに「交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきもの」としているものの、それは当該手段が「国民の権利、自由の干渉にわたるおそれ」がない場合であって、そのような「おそれ」がある場合には上述のような社会公益的必要性がある場合に、許容性や手段の相当性が認められる場合に限り、適法となることとしているに過ぎない。

したがって、昭和55年決定を前提にしても、地理案内などの国民に対する情報提供、各種相談の受付、交通安全教育といった国民の権利や自由を全く制限することのない活動は、警察の責務の範囲内である限り、当然に行うことが出来る一方、車両検問など、やり方によっては国民の権利や自由に影響を与えかねない活動の場合には、警察の責務を果たす上で必要な行為であるというだけでなく、責務達成のための必要性の程度が相手方の実質上の不利益の程度を上回ること、その手段が社会通念上妥当なものであることなどの要件を満たしていなければならない（田村正博・全訂「警察行政法解説」〔第三版〕26頁）。

被控訴人は 〇〇〇〇署員による各行為は、いずれも国民の権利・自由を制限しない」などというが、日差しの強い6月の昼間の公園でおおよそ1時間30分にわたり留め置き、昼食も休みも取らせず警察車両に乗せて警察署に連行し、その後も警察署に3時間以上留め置いたという事実の経過の外形だけをもってし

ても、「国民の権利・義務を制限しない活動」などということはできないのであるから、これらの警察活動を「個別の法律の根拠がなくとも行うことができる」との主張は単なる強弁で合理性を欠くものといわなければならない。

5 そして、自明のことであるから詳論はしないが、一般に、警察からの働きかけに応じた場合、その必要性や許容性に応じて、権利に対する当該制約が許容されるかが検討されるのである。完全なる自由意思に基づく行動でないかぎり、多かれ少なかれ移動の自由に対する制約は生じているのであって、任意で応じればすなわち権利・自由に対する制約でなくなるわけではない。したがって、

10 「権利・自由を制限しない活動、すなわち任意手段によって行われたもの」（ルビの点は控訴人ら代理人）などという主張は、少なくとも控訴人らが自ら望んで公園に残り、積極的に警察署への移動を希望していない本件では、そもそも成り立たない。

 さらに、被控訴人は■■■■署員による各行為が警察法2条1項の定める「警察の責務を達成する上で必要」であったというが、「警察の責務」との関係での

15 社会公益的な必要性については、これまでほとんど主張されていない。ただ少なくとも、日本語をほとんど解しない控訴人ら母子（とくに、子は当時おむつも外れていない3歳である。）を、公園と警察署に留め置き、あまつさえその個人情報トラブルの原因となった人物に提供する行為が、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の

20 取締その他公共の安全と秩序の維持」に必要であるとの不合理な主張は、およそ市民一般の感覚に照らしても、理解と同意を得られるとは考えられない。

 以上より、被控訴人準備書面(1)の第1の1における主張は、■■■■署員らの行為について、法的に許容される根拠を示したものは到底いえない。

4 ~~■■■■~~署員らの行為が国賠法1条1項上、違法であること

25 なお、■■■■署員らの行為が国賠法1条1項上、違法であることは控訴人がこれまで主張しているとおりである。しかし、被控訴人が挙げる55年決定の考

え方に照らしても違法であることに変わりはない。

すなわち、55年決定を前提にしても、警察の任意活動が適法とされるためには、①強制に至るものでないこと、②（警察法2条1項の規定する）警察の責務達成上の必要性があること、③相手方に不利益を与える場合には、それを上回るだけの公的な必要性があること、④特に不利益の程度の高いものについては高度な必要性と全体としての社会的相当性があること、が求められる（田村正博・「現場警察官権限解説〔第三版〕上巻8頁参照）。

しかるに、既述のとおり被控訴人らは、複数の警察官らによって公園に約1時間半の間留め置かれ、警察車両で警察署に連行され、その後も約3時間留め置かれたのである。被控訴人はいずれも全て被控訴人らの任意による相当なものとして主張するが、日本の法律はもちろん、日本語すらろくに解さぬ母子において、複数の警察官を前に自由にその場を立ち去ることができたとは到底考えられない状況の中で、3歳の控訴人娘は、夕方に解放されるまで、昼食も、おやつも与えられず、おむつを取り替えることすらできなかつたのは厳然たる事実であり、これらを控訴人母子の完全なる自由意思によるものとは考えられず、少なくとも実質において強制の要素があったことは否定しようがない（①要件の欠缺）。

また、本件はいわゆる子どもの接触トラブルに端を発しており、後日に話を聞くことで何も問題なかったところ、それをわざわざ留め置いた署員らの行動に、警察の責務達成上の必要があったとは考えがたく（②要件の欠缺）、控訴人娘に重大なトラウマを残してまでこのような留め置きを行う公的必要性もなければ（要件③の欠缺）、3歳の女兒に対する虐待ともいえる単独取調を行う手段には、社会的相当性など微塵も認められない（④要件の欠缺）。

そして、警察法2条2項は「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる

等その権限を濫用することがあってはならない」と定めているところ、前記①ないし④の要件をいずれも欠く板橋署員らの行為が、その権限を濫用する違法なものとして、警察官の職務義務に違反するものであったことは明らかである。

したがって、被控訴人が引用する昭和55年決定を前提としたところで、

5 ■署員らの行為が国賠法1条1項の適用上、違法であることに変わりはない。

5 被控訴人準備書面にみられる差別に対する軽視の態度について

ところで、控訴人母本人が控訴審第1回口頭弁論の場で述べたように、本件訴訟は公権力による差別の是非を問うものである。そして、旧警察法において「国民の」と定められていたところが警察法2条1項において「個人の」と改められているように、被控訴人らが主張する権利・自由に国籍による違いがないことは、論じるまでもないことである。

10

しかるに、被控訴人は準備書面において警察の責務について「国民の権利・自由」という表現を複数回用いている。控訴人らの立場からすれば、法による権利・自由への保護が与えられる対象が「国民」なのか、すべての「個人」なのかは看過できない重大な違いであり、単なる言葉の問題では済まされない。

15

被控訴人において、このような点を意図して「国民」と繰り返しているものではなく（もちろん、仮に意図しているとすれば悪質な差別的主張である。）、参照文献からの要約引用にあたり、現在の警察法にあわせて「個人」と表記すべき部分を「国民」として単に誤って表記したものとも考えられるものの、控訴人らが繰り返し、外国ルーツがあり、それに基づく公権力による差別的対応があったことを問題視している訴訟において、保護すべき対象に関する「国民」と「個人」との表記を、複数回繰り返し誤ること自体、被控訴人の差別に対する軽視の態度が現れているものと言わざるを得ない。

20

被控訴人らが司法手続を通して明らかにしたい点の一つは、公権力を行使する者がこのような認識であることが、現代社会においていかに深刻な問題であるかという点であり、被控訴人の準備書面は、期せずしてそのことを体現した

25

ものといえる。

第2 第1の「2 控訴人らに対する事情聴取は必要かつ相当なものであったこと」に対し

5 第2段落第1文において、訴外男性の「訴えに係る事実を否定すべき証拠は存在しなかった」との主張は否認する。

訴外通訳者が、本件警察官らに対して、控訴人らの言い分について、控訴人娘は訴外男性の子を「蹴っていない」と伝えており、控訴人母は、滑り台上の状況を「見ていないので知らない」、「電話をしていた」などとは伝えていない
10 (訴外通訳者・調書4頁、5頁)。また、一見して訴外子に外傷が認められなかったことは被控訴人自身も認めている(被告準備書面(3)第2の1(1)イ)。

なお、被控訴人が、事情聴取の場面では、訴外男性の「訴えに係る事実を否定すべき証拠は存在しなかった」と主張する一方、個人情報提供の場面では、「訴外男性のいう控訴人子の行為が確実に存在したものと認めるには至らず」
15 (被控訴人準備書面(1)第1の6・8頁)と主張するのは、ご都合主義にほかならない。

第2文において、被控訴人は、「不特定多数の幼児が同時に利用することが想定される環境であって、保護者が適切な監督を怠れば、幼児同士の意図しない接触により、幼児が転落して負傷するなどといった不測の事態が生じ、予期
20 しない事故により個人の生命又は身体に重大な結果を招く危険性があること」を、事情聴取の必要性として挙げる。

しかし、およそ公園であれば「不特定多数の幼児が同時に利用することが想定される環境」といえるのであるから、被控訴人の論理によれば、公園で子ども同士のトラブルがあれば全て警察による事情聴取の必要性が認められること
25 になるが、そのような必要性の捉え方は広きに失するというべきである。

第3段落において、控訴人は、「控訴人母に対し、今後、控訴人子を遊ばせ

際には控訴人子から目を離さず適切な監督を行うよう指導、助言をすることを含めたしかるべき措置を執るべき職務上の必要性があった」と主張する。

5 しかし、かかる措置を採ることが本件における事件処理として想定されるのであれば、それは必ずしも事実関係を確定せずとも、一般的な注意喚起としても行うことが出来るのであり、時間・場所・身体を拘束する事情聴取の必要性を基礎付ける理由とはなっていない。

 第4段落第2文は、「 署員において、このような配慮を欠く対応をした状況も存在しない。」との点は、否認する。

 理由は、特に控訴理由書第2、2(1)及び(2)で詳細に述べた通りである。

10

第3 第1の「3 板橋警察署への同行は必要かつ相当なものであったこと」に対し

 第4段落は、「 署員が控訴人らを 警察署へ任意同行するに当たり、明確に、控訴人母の承諾を得ていることは、これまで述べてきたとおりである。」との点は、否認する。

15

 理由は、特に控訴理由書（第2、2(3)ア・33～37頁）で詳細に述べた通りである。

第4 第1の「4 控訴人らの写真撮影は必要かつ相当なものであったこと」に対し

20

 控訴人らの写真撮影について、被控訴人は、「現場では訴外男性が民事訴訟を提起するとの意向を示していたり、本来当事者ではない高松とのトラブルにも発展するなど」本件が「やや複雑な様相を呈していたことから、控訴人らから本件当日に事情聴取を行った 警部補や 巡査部長以外の警察官が、

25 後日控訴人ら又は訴外男性の対応をすることになる可能性があった」ことを理由に、「当事者の容貌」を「記録しておく」ことが「必要」であったと述べて

いる（被控訴人準備書面(1)5～6頁）。

しかし、これらの事情は控訴人らの写真撮影の必要性を基礎づけない。すなわち、仮に後日■■■■警部補ら以外の警察官が対応をする必要があったとしても、控訴人らの人的同一性の確認であれば、控訴人らの写真ではなく他の手段で十分に可能であった。また、訴外男性が民事訴訟を提起するとの意向を示していたことに関しては、そもそも警察に訴外男性のための便宜を図る義務はない上に、民事訴訟提起のためには顔写真は必要ない。さらに、訴外男性と訴外高松とのトラブルとの関係においては、控訴人らは目撃者にすぎず、控訴人らの容貌が問題になることは考え難い。したがって、控訴人らの写真撮影には

5

10

加えて、写真撮影に際して被撮影者の承諾を得ることが必要であることは、被控訴人の認めるとおりであるが、控訴人母が承諾をしていないことはこれまで主張してきたとおりである（訴状第4・2（1）イ（ウ）ii（vii）（28頁）、原告第2準備書面第3・2（6）（33頁）、原告第8準備書面第2・2（1）ウ（11頁）、控訴理由書第2・1（4）（17頁））。

15

また、写真撮影の目的について、記録のためとしか説明されなかったため、仮に控訴人母が写真撮影自体に承諾をしていたとしても、その承諾が児童相談所への通告に用いることには及んでいないことも、これまで主張してきたとおりである（原告第2準備書面第3・2（6）（33頁）、原告第3準備書面第2・2（3）（29頁）、原告第3準備書面第2・2（1）ウ（11頁））。

20

なお、被控訴人は、「警察において、その時点では刑事事件とはならない当事者間の紛争に関し、当事者の同意を得てその容貌を撮影することは、本件に限らず行われている」として、控訴人らの写真撮影を正当化しようとしている。しかし、言うまでもないことだが、写真撮影が適法か否かは、それぞれの事案における必要性及び相当性に基づいて判断されるものであり、「本件に限らず行われていること」は、本件が適法である根拠とはならない。

25

以上のとおり、控訴人らの写真撮影は、必要性及び相当性のいずれも欠き、違法である。

***警察署の誤字**

第5 第1の「5 [REDACTED] 契約書における控訴人子からの2回の事情聴取は必要かつ相当なものであったこと」に対し

1 「『見ていないから分からない』旨の曖昧な回答をしていた」との主張について

第2段落の「控訴人母が、1回目の聴取において、控訴人子が訴外子を蹴った事実はないと述べるのみで、詳細な状況について『見ていないから分からない』旨の曖昧な回答をしていたのであるから ([REDACTED] 6 ページ)、控訴人子から直接事情を聴取する必要」(6～7頁)との点につき、控訴人母の供述は否認し、その余の主張は争う。

控訴人母が、控訴人子の様子を見ていた上で、訴外子を蹴っていないと一貫して主張していることは繰り返し述べているとおりであり、かかる控訴人らの主張は、被控訴人が提出する訴外 [REDACTED] が作成した通訳要請受理簿の「母親によると『付近のベンチに座ってずっと見ていたが、娘は蹴ったりしていない』とのこと」(乙1)、及び「母親に子供から目を離した時間が数秒でもなかったか尋ねるも、ずっと娘を見ていたが、娘は決定ないとの主張は変わらず」との記載からも裏付けられているとおりであって (控訴理由書43頁)、控訴人母が

20 「見ていないから分からない」と説明したことはなく、決して「曖昧な回答」はしていない。なお、この点について、原判決も、「原告母は、自分は原告子から目を離さなかった、原告子は訴外子を蹴っていないなどと答えた。」(原判決22頁・13～15行目)と認定しており、東海林の「『見ていないから分からない』旨の曖昧な回答をしていた」という供述は排斥されている。

25 すなわち、「控訴人母が、1回目の聴取において、控訴人子が訴外子を蹴った事実はないと述べるのみで、詳細な状況について『見ていないから分からな

い』旨の曖昧な回答をしていた」などという事実はないのであり、被控訴人の主張する「控訴人子から直接事情を聴取する必要」を根拠づける事情は皆無である。

2 「控訴人母と控訴人子の相互の供述の信用性を評価するため」との主張について

5

(1) 控訴人母の供述を疑う合理的理由はないこと

被控訴人は、「控訴人母と控訴人子の相互の供述の信用性を評価するため、控訴人母とは個別に控訴人子から単独で事情を聴取する必要もあった」と主張する。

10

しかしながら、控訴人母の主張が一貫していることは上記1でも述べたとおりであり、控訴人母が「見ていないから分からない」などと「曖昧な回答」はしていないのであって、控訴人母の供述を疑う合理的理由はない。

15

それにもかかわらず、本件警察官らが、あえて控訴人母子を引き離して個別に話を聴くまでして「信用性を評価」が必要であると考えたとすれば、本件警察官らに控訴人らに対する無意識の偏見があったことを示すものである。

(2) 「相互の供述の信用性を評価する」という主張が不合理であること

20

また、被控訴人は「相互の供述の信用性を評価するため」というが、そもそも、当時3歳で、昼ごはんも食わず、昼寝もしておらず、おむつも取れていない状況の控訴人子が、見知らぬ場所で、保護者から引き離され、単独で、複数人の見知らぬ大人を前に、電話通訳を利用した「いつ（訴外男性に追いかけられる直前）」、「どこで（本件公園の滑り台上部で）」、「誰に対し（訴外子に対し）」、「何をした（滑り台階段側のアーチに両手でぶら下がって足を振った）」という、訴外男性が申し立てている事実の有無に関する本件警察官らの質問を、正確に理解し、正確に考えを表現できるとは到底考えられ無

25

いのであり、控訴人子の「供述の信用性を評価」するまでもなく、このような状況で3歳の子から供述を取ろうとすること自体が不合理である。

また、仮に、そのような状況で3歳の子が、問いかけに対して何らかの発言をしたとして、その発言が、本件警察官の質問を誤解なく正確に理解して発せられたものかどうか、また、その発言が3歳の子の限られた語彙力の中で、正確にその子の考えを表現するものかどうかについても、確認のしようもない。

5

それにもかかわらず、被控訴人は、「相互の供述の信用性を評価するため」というように、かかる3歳の控訴人子の供述をもって、控訴人母の「供述の信用性を評価する」ために利用できると考えたというのであるから、当然想定すべき、3歳の子の認知や発達の状況を見殺し、かつ、当時の本件警察署での控訴人らの精神的・身体的状況を見殺ししたものであって、「単独の事情聴取が必要であった」との主張は不合理極まりない。

10

- 3 「控訴人子が『Yes、swing、swing.』などと答えた時に、控訴人母が控訴人子の発言を遮った…再度控訴人子から単独で事情を聴取する必要があった」との主張について

- 15 (1) 控訴人子の「Yes、swing、swing.」の発言の理解について

第3段落の「2回目の聴取の場面では、本件滑り台上部の踊り場アーチ上の部分を両手で掴んでぶら下がって前後に両足を振ったかどうかという質問に対して、控訴人子が『Yes、swing、swing.』などと答えた時に、控訴人母が控訴人子の発言を遮ったといったような状況」を根拠に、再度の単独での事情聴取の必要があったと主張について、否認し争う。

20

仮に、控訴人子の「Yes、swing、swing.」との発言があったとしても、本件警察官らの質問を、正確に理解した上での発言と理解することは、上記2の2で述べた3歳の子の認知や発達の状況を見殺ししたものである。

この点、「控訴人子がぶら下がる動作を理解したサイン」として「YES」と答えた可能性や、身体能力的に、過去にぶら下がって両足を振った経験があるか聞かれたと受け取り、「YES」と答えた蓋然性もあることは、子ども

25

の認知・発達の臨床に関わる専門家も指摘するとおりであり（甲44）、このような可能性を否定する客観的事情は、本件では皆無である。

5 むしろ、昼ごはんも食わず、昼寝もしておらず、おむつも取れていない状況の控訴人子が、見知らぬ場所で長時間留め置かれ、複数人の見知らぬ大人から事情を聴かれているという具体的状況を踏まえれば、控訴人子が「本件滑り台上部の踊り場アーチ上の部分を両手で掴んでぶら下がって前後に両足を振ったかどうか」という具体的な質問を正確に理解することは困難であり、
10 「ぶら下がる動作を理解した」かどうかや、そのような経験やそのようなことができるか、というように質問を単純化して理解した上、迎合的態度をとったと考える方がより合理的である。

いずれにしても、控訴人子の供述に特定の意味を見出し、これを事実の認定に用いようとする手段自体が合理性を欠くものであって、「Yes、swing、swing.」の発言が、訴外男性の主張する本件公園での出来事を調査する手段として、当時3歳の子を保護者から引き離して単独聴取の負担を強いる必要性を基礎付ける意味を持つものと解することはできない。
15

(2) 控訴人母が控訴人子の発言を遮ったとの指摘について

そして、控訴人子の発言に対して、本件警察官らと控訴人子との間のミスコミュニケーションを察知した控訴人母が、控訴人子の発言を遮ったとすれば、それは、誤解を防ぐためのごく自然な対応である（控訴理由書18～19頁）。
20

また、上記2の(2)記載のとおり、3歳の子が、見知らぬ場所で、保護者から引き離され、単独で、複数人の見知らぬ大人を前に、電話通訳での「いつ（訴外男性に追いかける直前）」、「どこで（本件公園の滑り台上部で）」、「誰に対し（訴外子に対し）」、「何をした（滑り台階段側のアーチに両手でぶら下がって足を振った）」という訴外男性が申し立てている事実の有無に関する本件警察官らの質問を、正確に理解し、正確に回答できるとは到底考
25

えられず、仮に、そのような状況で問いかけに対して何らかの発言をしたとして、その発言が、本件警察官の質問を誤解なく正確に理解して発せられたものかどうか、また、その発言が3歳の子の限られた語彙力の中で、正確にその子の考えを表現するものかどうかについても、確認のしようもないのであり、事実認定のために控訴人子の供述に特定の意味を見出すことはできない。

そうすると、控訴人母が控訴人子の発言を遮ったという事情があったとしても、やはり、事実認定のために、再度改めて、控訴人子を控訴人母から引き離して単独で事情聴取をすることは無意味であって、控訴人母が控訴人子の発言を遮ったことが、「再度控訴人子から単独で事情を聴取する必要」を基礎付ける事情とはなり得ない。

4 控訴人母が「承諾を得て実施」し「聴取時間も短時間」であるとの経緯から「相当性」を欠くものではないとの主張について

(1) 控訴人母の「承諾」について

第4段落は否認して争う。

まず、大前提として、控訴人母は「承諾」していない。

そして、仮に、控訴人母が部屋から出て行ったという結果から、本件警察官ら「承諾」と考えたとしても、公権力である本件警察官との間で、力関係や、情報量、判断能力に雲泥の差があることを踏まえれば、拒絶することは到底困難であり、任意の「承諾」があったとは到底言えない。そもそも、控訴人母には、嫌なら断って良い、という選択肢が与えられていないのであって、単独の聴取を「強いられた」というのが実態である。

したがって、「控訴人母からの承諾を得て実施」したという被控訴人の主張は、このような実態に反するものであり、相当性を基礎付ける事由とはなり得ない。

(2) 「聴取時間も短時間」であるとの主張について

被控訴人は、聴取時間が「短時間」であったという経緯からも、「控訴人子に対する事情聴取が相当性を欠くものでない」と主張する。

この点、控訴人子の単独での聴取時間については、当事者間で主張に食い違いがあるものの（なお、単独の聴取時間が短時間であることを単独の事情聴取の相当性を基礎付ける事情となると被控訴人があえて主張するのであれば、やはり、聴取時間の立証のため訴外の尋問を実施する高度の必要性が認められると言える。）、仮に、短時間であっても、本件公園で、訴外男性から詰め寄られたことでショックを受けた後に、昼ごはんも食わず、昼寝もしていないまま、見知らぬ場所の個室で、複数人の見知らぬ大人を前に、しかも、日常言語である「英語」を話す人は目の前にいない状況で、母親から引き離されて単独で聴取を受けるという経験自体、3歳の子にとってトラウマを引き起こす苛烈な経験になりうることは想定可能であったはずであり、実際に、「心的外傷後ストレス障害疑い」の診断を受け、長期の治療を強いられている（甲7の2）。

すなわち、上記1～3記載のとおり、控訴人子の単独聴取が必要性も合理性も欠くものであったことに加えて、その手段が、相当性を欠く手段であったことは、その結果を見ても明らかである。

5 小括

以上から、当時3歳の控訴人子を母親から引き離して、単独で事情聴取する必要性も、相当性も皆無であり、「個人の生命、身体」の保護を警察の責務と定める警察法2条の趣旨に照らしても、許容される余地はない。

第6 第1の「6 訴外男性に控訴人母の個人情報伝えたことについて」に対し

25 1 被控訴人の主張について

第4段落の控訴人母の発言は否認し、その余の、警察法2条1項の趣旨から、

本件の情報提供には必要性・相当性が認められるとの被控訴人の主張は争う。

以下詳述する。

2 民事訴訟の進めたいという当事者のために本件情報提供をすることは一方当事者の便宜を図ることに他ならないこと

5 被控訴人は、「訴外男性の要求に基づき、警察活動において、その時点において刑事事件とはならない当事者間の紛争を認知した場合、当該紛争の円満な解決に資するべく仲裁、指導、助言や紛争解決機関を教示する等、紛争解決に向けた措置を執ることは何ら不合理なものではない」（7頁）と主張するが、
10 当事者の一方に対する便宜を図ることがあってはならないことは、被控訴人が訴外男性に対する本件情報提供という職務執行の根拠として指摘する前述の警察法2条1項と並列して規定されている警察法2条2項が「その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」と規定するとおりである。

15 この点、被控訴人は、「紛争の円満な解決方法の一つである民事訴訟の進めたいという当事者の意思」（8頁）には、「一定の合理性」があり、警察官の職務執行として本件情報提供には（紛争の円満解決のための）必要性が認められるというが、「民事訴訟の進めたい」というのは、当事者双方ではなく、あくまで一方当事者である訴外男性の意向であって、かつ、他方当事者である控訴人らの意向に真っ向対立し、控訴人らの立場や意向を無視するものである。
20

また、「民事訴訟の進めたい」というのは一面的な見方に過ぎず、一般的には、相対立する主張・立証を踏まえて、裁判体が事実を認定して法を適用することで、一方当事者の請求を認めるか否かを判断するというものであり、実際に、民事訴訟が「紛争の円満な解決」に
25 資することもあれば、そうならず紛争が苛烈化することもあることは、周知の

とおりであろう。そして、控訴人らとしては、訴外男性から民事訴訟で被告として訴えられることは決して望んでおらず、そのような手続を意に反して強いられる当事者の経済的、精神的負担が決して軽く無いことは言うまでもない。

したがって、一方当事者の他方を訴えたいという要望のみに基づき、一方当事者に、他方当事者の個人情報を提供することは、それが「民事訴訟の手続」という手段のためであることを踏まえても、一方当事者の便宜を図るものであり、前述した警察法2条2項の「不偏不党且つ公平中正」に反することは明らかである。

3 訴外男性は自己の個人情報の提供に依じていないこと

10 しかも、本件では、訴外男性は自己の個人情報の提供には同意していない。

通常、例えば交通事故現場のように、警察が関わる相対立する事故当事者間における民事紛争が生じた場合、その示談交渉の便宜のために警察官が当事者双方に対して連絡先の交換を促す際も、当然に当事者の相互が連絡先を開示し合うように促すものであり、一方のみに連絡先を開示するという便宜の供与は異例である。

15 かかる実務を踏まえても、一方当事者のみに対して他方当事者の個人情報を提供するという本件警察官らの対応は、訴外男性のみに便宜を図る結果となることは明白であり、この点を踏まえても、前述した警察法2条2項の「不偏不党且つ公平中正を旨とし」ていないことが明らかである。

20 また、仮に、「民事訴訟の提起のため」に相手方当事者の個人情報の開示を求めるという一方当事者の要望が、刑事事件となる可能性がない市民間の紛争の解決手段として「一定の合理性」が認められるとしても、通常、民事訴訟を提起する場合は、自らの住所や氏名を明らかにして行うものであり、これを拒否するという訴外男性の態度は不可解で、決して「紛争の円満な解決」を望む
25 誠意ある態度とは言えず、本件警察官らが、「民事訴訟の提起のため」という説明を間に受けたこと自体、軽率であったという誹りは免れない。また、電話

番号は、そもそも「民事訴訟の提起」に不要である。

5 氏名や住所、電話番号という個人情報が、民事訴訟という手続ではなく、控訴人らに対する名誉毀損や侮辱的な手段、とりわけ、控訴人母の国籍や宗教に対する偏見や憎悪を煽る、攻撃的な差別的言動のために用いられる可能性も十分に
5 分にある中で、一方当事者の訴外男性に対してのみ、控訴人母の個人情報を伝えた場合、その個人情報が悪用されることは十分に予期できたはずである。実際、訴外男性は、民事訴訟の提起ために控訴人らの個人情報を利用するのではなく、直ちに、Twitter（現 X）で控訴人らの名誉毀損や侮辱的な投稿を繰り返しており、訴外男性への個人情報の提供は、「円満な紛争解決」どころか、
10 さらに被害拡大を招来している。

したがって、自己の個人情報の提供には同意しないという訴外男性の態度を踏まえれば、警察官が職務執行にあたって守らなければならない「不偏不党且つ公平中正を旨」とする規範に加えて、控訴人らに対する被害防止の観点から
15 も、情報提供を控えるべきであり、本件警察官の職務執行として本件情報提供には、その必要性も相当性も認められない。

なお、すでに繰り返し主張しているとおり、そもそも、控訴人母は、訴外男性に対する控訴人らの個人情報の提供には一切同意していない。

3 小括

20 以上より、児童間のごく軽微なトラブルである本件の紛争解決のために、一方当事者である訴外男性にのみ個人情報を情報提供することが不公平であり警察法2条2項に反することは明らかで、かつ、訴外男性の一連の差別的言動のみならず自己の個人情報の提供には同意しないという態度からして、訴外男性に控訴人らの個人情報を提供すれば、民事訴訟手続以外に悪用され、控訴人らに対する深刻な被害を伴う更なる紛争の拡大の危険があることも、警察官らには、容易に予見できたはずである。
25

したがって、警察法2条1項の趣旨に鑑みても、本件情報提供には、職務執

行としての必要性、相当性が存在しない。

第7 「第2 乙14号証について」に対し

2の1段落は、認める。

5 110番通報を受理した場合に110番処理簿を作成しなければならないからこそ、控訴人は、被控訴人に対し、一審から本件における110番処理簿の提出を求めてきたのである。それに対して、被控訴人が一審においては「ない」として提出を拒んできたことについては、控訴審第1準備書面第2で述べた通りである。

10 また、乙19と対比すると、乙14においては、右肩の「保存期間」、書面タイトルの「110番処理簿」がマスキングされていることが分かるが、特に後者については、なぜ作成が義務付けられている文書のタイトルをマスキングする必要があるか不明である。このような不自然なマスキングがなされていることから、乙14の「処理結果」「処理事案名」のマスキング部分の記載も含めて、乙14のマスキングのないものを開示するよう求める。

15

第2段落は、認める。

第3段落は、不知。ただし、積極的に争うものではない。

3は、控訴人らが令和3年7月5日に苦情申立てをしたことは認め、その余は不知。

20

以上